



「住民の安定した地域生活の支援構築を目指して」

「人」とつながり支援を、つながり

大和町社会福祉協議会の取り組み

近年、少子高齢化の進展と地縁関係の脆弱化、社会的に孤立した人たちの生活課題の出現や、厳しい経済状況下における雇用形態の多様化などを背景に、誰もが生活困難に陥る可能性があります。

今年度は、町内住民の地域生活を支えるため、セーフティネットの一環として、今年度より新たに「緊急用食料品等給付事業」を始めた大和町社会福祉協議会（以下「大和町社協」）の取り組みを紹介いたします。

● 増やすことで広がる支援の幅

「福祉に関する相談事は、緊急対応が必要であったり、複合的な課題として窓口へつながる場合が多いものです。生活困窮者自立支援制度が施行され、そういった状況での相談が益々顕在化してくるのではないかと。制度の隙間をうめる「支援」を増やすことで、支援の幅が広がればと考えています。」とお話ししてくれたのは、大和町社協 門伝永愛事務局長。大和町社協では緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、食料品や生活必需品などの現物を給付することで、生活課題を抱えた住民の自立促進・生活再建を図られる事を目的として平成27年4月より「緊急用食料品等給付事業」を開始しました。

● 世帯に合わせた温かな配慮

緊急用食料品等給付事業では、大和町

● 人とつながりニーズを拾う

大和町社協では、この事業を利用された

にお住まいで、生活再建に向けた見通しが明らか又は他制度利用により安定した生活が図られる世帯を対象に、大人一人が7日間程度生活できる食品などを1セットとし、世帯構成員数に応じ給付しています。給付される現物は、アレルギーの有無について配慮された食料品や、紙おむつ等の給付など、丁寧に相談に応じながら世帯の状況に合わせて柔軟に給付されています。大和町社協では、生活安定資金などの貸付も実施していますが、場合によっては現物給付の方が安定生活へ向けた支援につながる事例なども経験してきました。複雑化した生活課題の解決へ向けては一つの制度だけでなく、他制度と併せた支援が必要であり、制度の隙間を埋める取り組みの一つとして運用しています。

● わが町の支援のカタチ

「困りごと相談や資金貸付制度など社協はセーフティネットの根本部分を担ってきました。



▲大和町社会福祉協議会 大和町保健福祉総合センター内でお待ちしています♪

こうした支援は社協として欠かせない取り組みだと考えています」と門伝事務局長。当該事業の整備に当たって、きつかけの一つとなった、生活困窮者自立支援制度に基づく事業は、福祉事務所単位での実施ですが、町内の住民の方々の生活を継続的・包括的に支える為に、どんなことが出来るのか、向き合った一つの答えがこの事業と言えるのではないだろうか。始まったばかりの「緊急用食料品等給付事業」を、まちの状況に合わせてながら柔軟に活用できる「支援のカタチ」の構築を目指す大和町社協の今後の取り組みが期待されます。



▲大和町社協の様子

大和町
社会福祉協議会
人口 28,170人
(平成27年8月末日現在)
社協データ
職員数 6人



関係団体と連携し住民が立ち寄る場としての喫茶スペースの運営や子育て支援、ボランティア活動支援などを始めとした地域福祉事業の他、地域活動支援センターの運営など展開しています。

キラリ★ 仕事人

このコーナーでは福祉の職場で働くキラリ☆と光る人を紹介します



今号では、医療法人 医徳会 介護老人保健施設 歌津つつじ苑でケアマネジャー兼介護長として働く佐藤和幸さんにお話を伺いました。

現在の職業に就いたきっかけはなんでしょうか。

いつも自宅には祖父母がいて、お茶を飲み近所の方々が家に来ていました。そうした環境もあり高校の進路選択の際に、ただ漠然とお年寄りに関わる仕事もいかと考えていました。そうした時に、介護福祉士という国家資格があることをテレビで知り目指すことを決めました。

どのようなお仕事をされているのですか

施設の中で、入所している方々の日常生活のお手伝いや新人職員や後輩の指導、施設ケアマネジャーとして入所している方々の面談やご家族との話し合いからケアプランを作成したり、通所リハビリテーションの送迎に出たりと毎日施設内外を動きまわっています。

やりがいを感じることもやんがけていることはありますか

レクリエーションの時に大きな声を出し笑っている方々の表情や「ばあーばあーばあー」(三陸沿岸で驚いた時などに発する言葉)と言いながら微笑んでいる表情を見るのがとても好きです。普段からいかに相手を楽しませ、そして自分も楽しむことを心がけています。

大変だと感じることはありませんか。

都市部とは違い沿岸部の施設なので、職員は高校の新卒者や未経験の方が中心です。そうした方々に、介護とは何か、介護の楽しさ、やりがいを教えながら失敗や成功を繰り返して一人前の介護職員に育てて行く年単位の過程に毎回難しさを感じています。

これから同じ仕事をを目指す方へ一言!

毎日の仕事の内容は同じかもしれないませんが、利用している方々との関わりを持ち方ひとつで新たな発見や驚きを感じることが出来ます。自分達のちよつとした工夫や働きかけから見出せるものであり同じ反応を見せてくれる方は一人としていません。だからこそ日々の仕事の中でよりベストな関わりを考えチームとして模索していけることが教科書では教えてくれない学びでありこの仕事の醍醐味ではないかと思えます。

インターネットで保険料試算できます
ぶくしの保険 検索

しせつの損害補償

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の
事故・紛争円満解決のために!

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

補償金額		年額保険料(掛金)	
賠償事故	基本補償(A型)	定員	基本補償(A型)
対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	1~50名	35,000~61,460円
対物賠償(1事故)	2,000万円	51~100名	68,270~97,000円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	以降1名~10名増ごと	1,500円
うち現金補償限度額(期間中)	20万円		
人格権侵害(期間中)	1,000万円		
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円		
初期対応費用(期間中)	500万円		
お見舞い等			
事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)		
利用者傷害事故見舞費用	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)		

年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円



スケールメリットを活かし、
有利な補償と
割安な保険料
です。

プラン2 施設利用者の補償 プラン3 施設職員の補償

◆27年度新設 施設の借用不動産賠償事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。●

団体 社会福祉法人
契約者 全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
TEL:03(3593)6824

取扱 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
代理店 TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(SJK14-16361 2015.2.10 作成)